

人口減少地域におけるフィリピン人結婚移民と 新日系人の定住

高 畑 幸

『国際関係・比較文化研究』(静岡県立大学国際関係学部)
第13巻第2号(2015年3月)抜刷

【論 文】

人口減少地域におけるフィリピン人結婚移民と 新日系人の定住

高 畑 幸

要約

本稿の目的は、人口減少地域におけるフィリピン人結婚移民の定住を可能とした社会的条件を明らかにするとともに、2000年代後半から増加している新日系人の定住促進への示唆を得ることにある。当事者らへの聞き取りから得られた知見は以下の通りである。①結婚移民も新日系フィリピン人の母親（多くが介護労働に従事）も、再生産労働に関わる女性たちの来日と定住という共通性がある。②日本での受入れ・定住において第一に責任を負う主体が、行政と配偶者家族（行政主導の縁組による農村花嫁）であったのが配偶者の家族（紹介婚・業者婚による結婚移民）、そして民間企業（新日系フィリピン人母子）へと変化している。③来日当初より存在が顕在化し定住支援が行われた農村花嫁に比べ、新日系フィリピン人母子は民間企業での派遣労働が多いことから不可視的であった。しかし、子どもの公立学校への通学を契機としてその存在が徐々に顕在化しつつあり、今後の定住支援が望まれる。

1. はじめに

1.1 結婚移民から始まる定住・永住者の増加

近年、在日フィリピン人は約21万人となり、第一世代となる結婚移民の子どもたちが成人し日本社会で活躍している。最近では、大相撲で幕内力士となった高安（本名：高安晃）と舛ノ山（本名：加藤大晴）をはじめ、日比の国籍を持ち2012年ロンドン五輪に柔道100キロ超級のフィリピン代表選手として出場した保科知彦、元AKB48の秋元才加など、スポーツおよび芸能界で活躍する第二世代も増えている。

日本においてフィリピン人は女性が多いエスニシティとして特徴的である。それはかつて若年女性の興行労働者が大量に来日し、日本人男性と結婚し日本各地で結婚移民として定住したことが背景にある。しかし近年、日比結婚件数が減少すると同時に定住・永住資格を持つフィリピン人が増えている。日比結婚によらない移民が発生し

ているのである。本稿では、結婚移民の定住を可能にした社会的条件について整理し、現在増加しつつある、フィリピン人のみで構成される家族も同様に日本社会で定着していくために必要とされる行政／民間の定住支援を明らかにしたい。

1.2 既存研究の検討

フィリピン人女性の海外就労と移住は、「移民の女性化」を表す良い事例である (Parrenas 2001)。日比結婚は、フィリピン人女性と日本人男性との年齢差が大きいこと、フィリピン人女性に元興行労働者が多いこと、行政主導の縁組による農村部や過疎地への婚入が見られたこと等、日比の経済格差を前提とした結婚が目立つことから、彼（女）らは社会学、文化人類学、地理学、ジェンダー研究等の対象となってきた (鈴木 2010a、佐竹・ダアノイ 2006、Faier 2008、Piper 2003)。特に農村花嫁は、1980年代後半の日本社会に衝撃を与えた、ルポルタージュがあいついで出版された (宿谷 1988、日暮 1989)。また、近年はフィリピン人以外の農村花嫁（主に中国人）を対象とした研究も見られる (武田 2011、賽漢 2011)。このように、過疎地は国内外の各地から「花嫁」を受け入れてきたものの、少子高齢化は止まらず、高齢化率が高まるばかりである。

それでは、行政主導でフィリピンから日本の農村へ女性たちを連れてきて、いかなる「成果」があったのだろうか。はたして「嫁不足」は解消したのか。その評価は安易にはできないが、質的な「成果」は先行研究にも見られる。彼女らの貢献による村の活性化については武田 (2011) の研究や山口 (2007) の報告がある。また、Satake (2008) は、「農村花嫁」がジェンダー平等意識に基づき発言し、日本の家族に残る男尊女卑に異議を唱え、「農村」へ新しい風を吹き込んだことを指摘する。一方、量的な「成果」、すなわち彼女らの定住と家族形成が、どれほど村の人口維持／増加に寄与したのかはいまだ明らかではない。

近年、日比結婚件数は減少が続くものの、結婚から派生した形で属性主義的に来日するフィリピン人が増えている。フィリピン人女性の前夫との子が日本へ呼び寄せられている (Takahata 2012a、角替ほか 2011、徳永 2008)。また、日系フィリピン人（戦前の日本人移民の子孫）の家族単位の来日も増えている（飯島・大野 2010）。最近では、かつての日比婚外子が「新日系人」と呼ばれ、日本国籍を取得してフィリピン人母とともに来日・定住している (Suzuki 2010b、高畠 2011)。しかし、このような「結婚移民から派生する定住者の受け入れ」に関する研究はまだ少ない。事実上始まっている移民受け入れの一側面として、これは日本の移民受け入れ政策を再考する際に検討すべきテーマだと筆者は考えている。

1.3 本稿の課題

本稿では、フィリピンから日本への大人および子どもの移民たちの、日本、特に過

人口減少地域におけるフィリピン人結婚移民と新日系人の定住

疎地における定住を可能にした社会的条件は何かを明らかにすることを目的としている。以下に、大人の結婚移民（農村花嫁）、母子世帯としての移民（新日系人）に焦点を当てて、属性主義的に来住し定住したフィリピン人を定住に導く社会的条件について考察し、今後の政策的課題を索出したい。

ここで注意しておきたいのは、本稿で扱う「農村花嫁」と「新日系人」には来住開始時期に20年のギャップがあるということだ。すなわち、前者は1980年代後半、後者は2000年代後半が来住の始まりである。しかし、両者とも女性が多く、都市部だけでなく比較的過疎地にも来住し、来日当初から定住可能な在留資格を持つという共通点がある。この20年のギャップは、日本の過疎地が必要とする「外国人の人材」の変化を示すものとも言えるのではないだろうか。

以下に、日本におけるフィリピン人の定住経緯およびその人口統計的特徴を示し、在日フィリピン人の定住層を5つに類型化する。その後、日本人との配偶／血縁関係に基づく移住者である、結婚移民（特に農村花嫁）と新日系フィリピン人への聞き取り調査データをもとに、彼（女）らの定住を可能とした社会的条件について考察したい。なお、本稿で引用する聞き取り対象者名はすべて仮名である。

2. 増加する在日フィリピン人～結婚移民から定住者の受入れへ

2.1 「定住者」の増加

在留外国人統計によると、1985年にはフィリピン人登録者数は12,261人にすぎなかつたが、1990年には49,092人、1995年には74,297人、と増えていった。2011年末現在、在日フィリピン人の登録者数は209,373人に及ぶ。そのうち、最も多い在留資格は永住で99,609人、次いで定住者39,331人、日本人の配偶者等38,249人である。前年にあたる2010年、最も多い在留資格は永住で変わりないが、第二位は日本人の配偶者等(41,225人)、第三位が定住者(37,870人)であった。定住者が第二位となったのは2011年が初めてである。詳細は後述するが、「定住」資格を持つ人びとには、①日系三世、②子ども移民（連れ子）、③日本国籍の子を養育する外国人親、④超過滞在から在留特別許可を取得した外国人一家が含まれると思われるが、その内訳は統計上明らかにされていない。

2.2 フィリピン人定住者増加の背景

日本人との結婚以外の経路でのフィリピン人の定住が増加したのは、それを可能にする制度が1990年代後半から整備されたからである。以下に主な4つを紹介しよう。

(1) 1996年の法務省入国管理局通達「日本人の実子を扶養する外国人の取扱いについて」。超過滞在中の外国人女性と日本人男性との間の婚外子が（胎児認知により）日本国籍を取得した場合、外国人母は定住資格を得るというものである。この通達に

より、超過滞在中の外国人女性に定住の道が開かれた。それ以前は、多くの場合、母子ともに強制送還されていた。

(2) 2005年の法務省令改正。興行ビザの発給基準が厳格化され、それまで興行資格で滞在するフィリピン人女性が年間4～5万人いたのが、2005年以降は激減した。相対的に、在日フィリピン人社会全体で定住・永住層の比率が高まった。

(3) 2006年の法務省による在留特別許可ガイドライン策定。その後、2009年に改訂された同ガイドラインでは、10年以上の滞在と子どもが日本の学校に通学していることを条件として、超過滞在者に定住資格が与えられるようになった。対象となるのが、超過滞在の夫婦と子どもの世帯である。これで超過滞在の男性にも定住の道が開かれた。

(4) 2009年の改正国籍法施行。国際婚外子が生後認知によっても日本国籍を取得できるようになった。これで、在日のみならず在比の日比婚外子が、父親に認知されれば日本国籍を取得し、母子世帯あるいは青年の単身者として来日・就労できるようになった。彼(女)らが後述する「新日系人」である(高畠、2012b)。

2.3 定住・永住するフィリピン人の5類型

近年の在日フィリピン人の定住・永住層は、以下の5つに類型化できる。

(1) 結婚移民。結婚により定住した外国籍の人びとを指す。フィリピン人の場合、1990年代前半から日比結婚が増加したが、2007年以降は減少している。彼(女)らが在日フィリピン人の第一世代となる。最多年齢層は1970年前後の生まれであり、全国各地に分散居住している。

(2) 在日フィリピン人の1.5世代。第一世代の女性たちが日本人と結婚(再婚)・定住後にフィリピンから呼び寄せる「連れ子」としての子ども移民である。フィリピン国籍で、在留資格は定住または永住である。結婚移民とともに来日するため、同様に分散居住傾向が見られる。

(3) 在日フィリピン人の第二世代。第一世代が日本への移住後に産んだ子どもたちである。日本人が父親であることが多い。多くは日本国籍だが、フィリピン人男性との間に生まれた子どもや、日本人との婚外子で日本国籍を取得していない場合は、フィリピン国籍となる。また、第二世代から生まれた第三世代もいるが、国籍は日本となる場合がほとんどで、彼(女)らがフィリピンにルーツを持つことは統計上に現れない。結婚移民同様、分散居住である。

(4) 日系フィリピン人。戦前のフィリピンへの日本人移民の子孫である。1990年代後半より、日系2世(在留資格は「日本人の配偶者等」と3世(定住者)が日本で長期滞在をしている。来日した2世が後に日本へ帰化し、自らが「日本人」となることで、その孫世代(日系4世)まで日本で在留できるようにするケースも多い。この手法は「世代格上げ(upgrading)」と呼ばれる。彼(女)らは南米日系人と同様

人口減少地域におけるフィリピン人結婚移民と新日系人の定住

に、人材派遣会社に雇われて工場労働等を行うため、工業都市に集住地を形成している。

(5) 新日系フィリピン人。1945年以降に生まれた日比の子を新日系人と呼ぶが（高畠 2012b）、多くは1980年代以降、日本人男性とフィリピン人女性との間に生まれた子どもである。上記の1.5世代は来日後に母親の再婚家庭に参入するのに対し、新日系人には、①出生時は両親が法的婚姻関係にあり日本国籍を取得したが、両親の離婚等により幼少期からフィリピンの祖父母・親戚宅で育った子どもも、②婚外子のためフィリピン国籍となりフィリピンで育ったが、2009年の改正国籍法施行（出生後認知により日本国籍取得可）で日本国籍を取得した、あるいは取得可能性が出た子どもが含まれる。来日しているのは、①10代後半以上で、自ら生計を立てる単身者、②中学生以下の子とその養育者となるフィリピン人母からなる母子世帯、のいずれかである。来日前、新日系人母子は経済的に困窮している場合がほとんどで、人材派遣会社から渡航費の貸し付けを受け、来日後は派遣先の食品工場や介護施設で働くことが多い（高畠、2012b）。受け入れ企業や施設が用意するアパートで暮らすため、小規模だが集住している。

2.4 年齢構成、結婚、離婚、出生数

在日フィリピン人の人口動態は、①女性の多さ、②日本人との結婚による定住、③地理的分散、が特徴であり、これらは結婚移民に特有のものである。1990年と2010年の年齢構成を比較すると、特定年齢層（1970年前後生まれ）の女性が大量に来日・定住し、そのまま日本で加齢を続けていることがわかる。現在の最多年齢層は40代前半である（図1、2）。日本人との結婚件数と出生数は減少傾向にあり、逆に離婚は増えている（図3）。

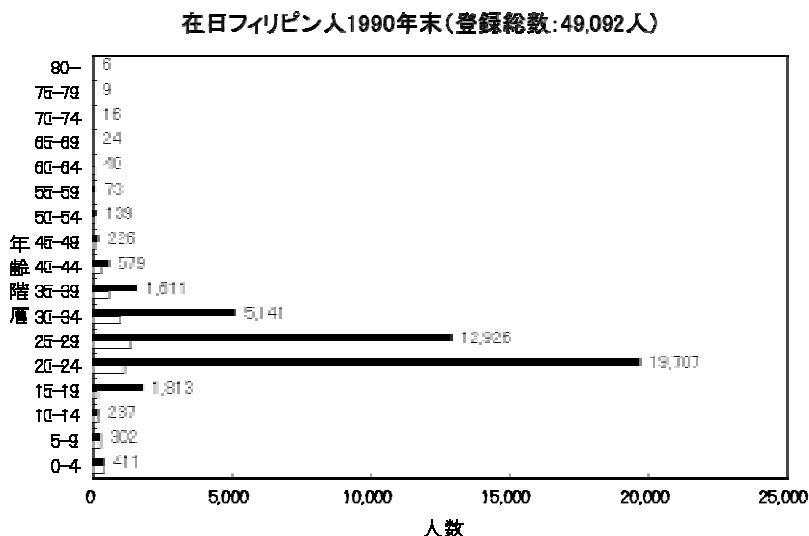


図1：1990年のフィリピン人登録人口49,092人の年齢構成
(出典：在留外国人統計)

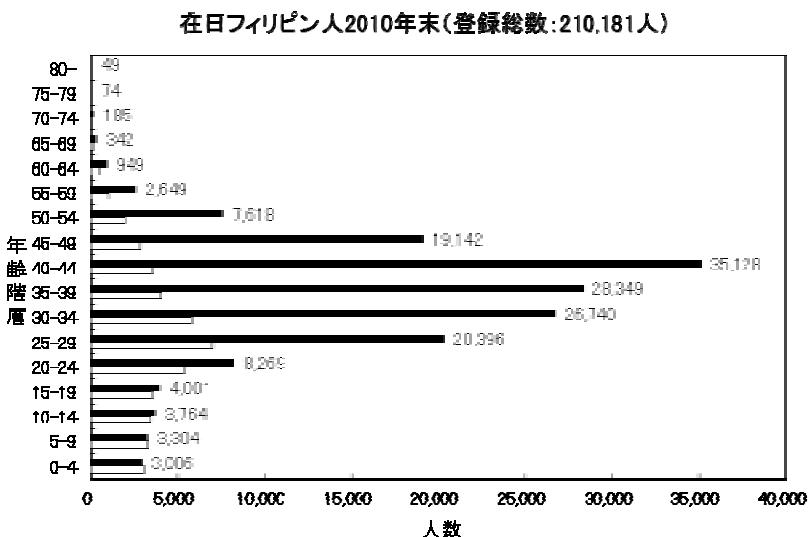


図2：2010年のフィリピン人登録人口210,181人の年齢構成
(出典：在留外国人統計)

人口減少地域におけるフィリピン人結婚移民と新日系人の定住

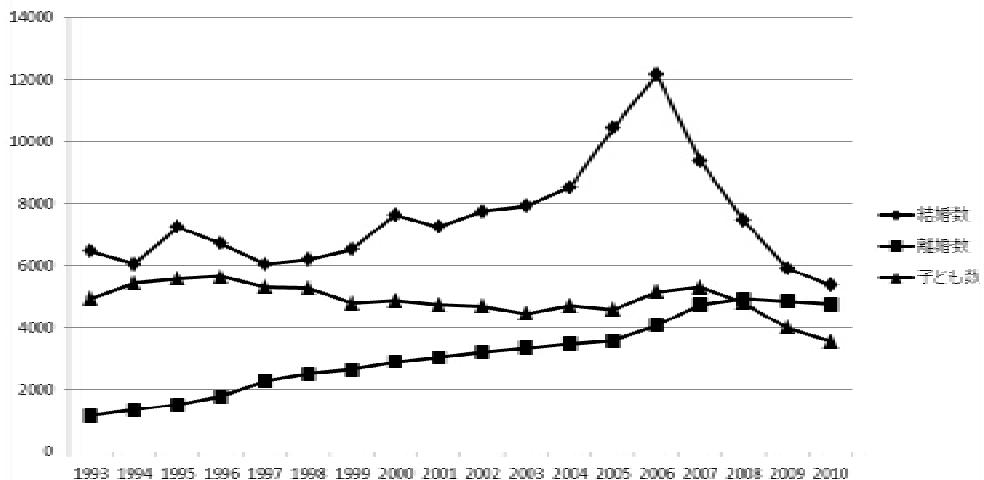


図3：フィリピン人と日本人の結婚・離婚・出生数の推移
(出典：人口動態統計)

2.5 世帯構成

一方、フィリピン人だけで構成される世帯は増えている。2010年国勢調査によると¹、フィリピン人を含む世帯は全国に38,540世帯あり、そのうちフィリピン人のみで構成されるのが27,723世帯で、多くは単身世帯（18,305世帯）だが、複数人世帯も9,390世帯（親族のみが8,726世帯、親族以外を含むのが664世帯）あり、この数は日本人とフィリピン人で構成される世帯数（10,817世帯）に迫る勢いである。この中には、日系フィリピン人世帯、日本人と離婚後に再婚相手をフィリピンから呼び寄せた世帯等が含まれる。1990年代、フィリピン人女性にとって、日比結婚による世帯形成が日本での定住手段だったが、そのような時代は終わりつつあると言えよう。

2.6 地理的分散

在日外国人のなかでも、ブラジル人は工業地帯（特に愛知県および静岡県西部を中心とする東海地方）に多いのに対し、フィリピン人は日本全国に分散居住しているのが特徴だ。外国人があまりいない農山漁村や島しょ部でも定住しており、そこではフィリピン人の存在感は大きい（石川編2011も参照）。

2010年末現在の在留外国人統計によると、フィリピン人がまったくない市区は北海道夕張市と留萌市の2か所だけだ²。表1はフィリピン人数が多い市区、表2はフィリピン人比率が高い市区のランキングである。かつて興行労働者の就労先（フィリピンパブ等）は日本各地にあり、そこへ派遣されて興行労働をした女性たちが地元の男性と結婚し定住したためであろう。2つの表を比較すると、前者は大都市および工業都市だが、後者は外国人数が少ない小規模自治体が多いことがわかる。

表1：フィリピン人の登録者数が多い市区（2010年末現在）

市・区	外国人総数	中國	韓国・朝鮮	ブラジル	フィリピン	(%)	ペルー	米国	その他
愛知県 名古屋市	67,414	23,236	20,161	4,954	7,626	11.3	916	1,549	8,972
神奈川県 横浜市	77,373	33,530	15,484	3,092	6,540	8.5	1,513	2,380	14,834
神奈川県 川崎市	31,258	10,252	9,158	1,065	3,700	11.8	559	746	5,778
東京都 足立区	23,382	8,491	8,675	211	3,442	14.7	39	209	2,315
静岡県 浜松市	26,886	3,191	1,560	13,501	3,148	11.7	2,130	183	3,173
大阪府 大阪市	119,847	27,625	79,547	1,227	2,893	2.4	502	1,166	6,887
東京都 江戸川区	25,573	12,048	5,696	142	2,652	10.4	73	242	4,720
千葉県 千葉市	22,049	10,435	4,445	566	2,408	10.9	337	382	3,476
東京都 大田区	18,673	7,416	4,001	266	2,210	11.8	56	548	4,176
埼玉県 川口市	20,961	11,986	3,471	498	2,072	9.9	129	146	2,659

（出典：在留外国人統計。フィリピン人の構成比は当該市区の外国人総数に対するものである。）

表2：フィリピン人の割合が高い市区（2010年末現在）

市・区	外国人総数	中國	韓国・朝鮮	ブラジル	フィリピン	(%)	ペルー	米国	その他
大分県 臼杵市	250	30	32	2	173	69.2	-	5	8
三重県 松阪市	3,703	689	345	437	1,922	51.9	63	29	218
鹿児島県 鹿屋市	329	97	32	2	162	49.2	-	7	29
熊本県 水俣市	78	11	17	1	38	48.7	-	3	8
高知県 土佐清水市	65	10	5	-	31	47.7	-	1	18
福岡県 うきは市	176	74	7	1	82	46.6	3	2	7
大分県 佐伯市	250	69	36	1	115	46.0	5	6	18
新潟県 小千谷市	185	65	15	-	83	44.9	-	6	16
山形県 尾花沢市	96	13	38	-	42	43.8	-	1	2
熊本県 菊池市	220	79	18	1	96	43.6	-	4	22

（出典：在留外国人統計。フィリピン人の構成比は当該市区の外国人総数に対するものである。）

以上より、定住・永住するエスニシティとしての在日フィリピン人像が見えてきたのではなかろうか。かつては彼（女）らの日本在留は日本人との配偶関係によるものだったが、近年は血縁関係（連れ子の呼び寄せ、婚外子の国籍取得による母子での来日）にも広がっている。このような転換期にあることを確認し、以下では、上記の5類型のうち過疎地域に流入するフィリピン人の典型となる「結婚移民」と「新日系フィリピン人」の2類型を取り上げる。以下に、本稿の主題である①結婚移民の定住を可能にした社会的条件、②今後増加すると思われる新日系フィリピン人世帯への定住支援について、筆者の聞き取り調査データを示しながら考察していこう。

3. 農村の結婚移民—花嫁から祖母へ

3.1 「農村花嫁」とは

日本の農村に「嫁」に来てくれる日本人女性がいない。ならば、フィリピン人女性に来てもらおう。過疎の進行に悩む日本の農村が1980年代半ばに考え付いた妙案であ

人口減少地域におけるフィリピン人結婚移民と新日系人の定住

る。1985年に山形県朝日村へ「農村花嫁」第一陣が来日して以来、いくつかの村がそれに続いた。円高の先進国・日本が発展途上国から女性を連れてくる試みは、当時、大いにマスコミの注目を集めた。彼女らは来日当初の在留資格は「日本人の配偶者等」だが、4～5年後には永住資格を取得し、その後日本へ帰化することもできる。以下に、西日本と東日本の事例を紹介する。

3.2 西日本の事例³

Aさんは、フィリピンのルソン島出身。6人きょうだいの4番目で、調査時点（2009年）では40代前半であった。日本人の夫（50代後半）と2人暮らし。子どもは2人おり、長男は高卒後公務員となり、長女は遠隔地にある高校に入学し寮生活を送っている。夫は建設会社に勤務し、Aさんは介護施設で働いている。

Aさんが暮らす西日本のB村は高齢化率が40%を超える人口減少地域で⁴、主要産業は林業である。かつてはトンネルや道路建設の公共事業があったが、今では仕事が減り、村内にある主な事業所は介護施設と温泉宿である。

1986年、嫁不足の村に外国人を連れてくるか否かは、村長選挙の争点になるほど緊急性の高い課題であった。外国人花嫁推進派の村長が勝ち、村の縁者がいたAさんの出身地で嫁さがしが行われた。Aさんはもともとアメリカに行くという夢があったが、「近所に日本人がたくさん来ている。仕事を紹介してくれるらしい。その集まりに行けば、お小遣いをくれるらしいよ」と聞き、そこへ行って偶然、目があったのが現在の夫だ。その後、夫のフィリピン滞在中に二人は結婚するに至った。

Aさんと同時に1986年に来日した第一陣は合計6人。翌年、第二陣が来日したが、行政主導の縁組はそこまでだった。第一陣のうち、現在もB村に残るのはAさんを含めて2人のみだ。他の4人は、フィリピンに帰国、夫とともに首都圏へ転居（2人）、隣接市へ転居、となった。第二陣の女性たちの去就は不明である。その後、業者婚で中国人が村に来た話は聞くが、多くはない。行政主導で結婚あっせんが行われたことで、フィリピン人花嫁と夫は来日当初からマスコミに注目され批判もされた。その頃を振り返り、Aさんの夫Cさんが語る。

Cさん：こんな結婚っていうのは結果オンリーじゃけ。いや、そりゃ、それまでの過程ではいろいろあるけどな。だけど結果が良く付いて来て（家庭生活が長続きして）、良かったよ。…結果オンリーじゃて。だから博打じゃって言うんじゃな。博打で負けてもだめ、勝ったら儲けなんばかじゃ。これは良かったな。そんな結婚てのは細かに考えよったら絶対できん。

B村におけるフィリピン人花嫁の定着のキーパーソンとなったのが、保健師のDさんである。村には小さな医院が1つあるだけで、村人が大きな病院まで行くには車で

1時間かかる。花嫁たちが妊娠・出産を経て乳児を育てるプロセスで、保健師が家庭訪問をして細かなアドバイスをすることは欠かせない。自然とDさんは花嫁たちの人生の節目に立ち会い、その家族とも親しくなった。その後、Dさん自身の子どもとフィリピン人花嫁の子どもたちはクラスメイトとなり、保健師とフィリピン人花嫁という立場を超えた友人関係になっていった。Dさんの周りには、フィリピン人花嫁をサポートしたいという村内外の日本人女性が集い、また近隣県の大学生がボランティアに来て日本語教室を始めた。

Aさんは来日からしばらくは縫製工場で働いていたが、その後、縫製工場の多くは海外移転してしまった。それに代わって、彼女は1999年から介護施設で働いている。

Aさん：私もほんまのことは、まあ日本に来て差別は縫製工場とか、あったんですよ。…それでほんま仕事のこととももう、その人の上（注：差別する人より自分が多く）働いて、一生懸命働いた。今の仕事（介護施設の調理担当）だって、私の料理が「臭い」って。言い方が、ほんま、いやらしかった。何年か経って、認めてくれた。…もう、「Aさん、あなたの味付けが一番や」。そして私、次々やるけんな。もう仕事、ほんま、引っ張って引っ張って（注：先んじて）しようとしたけ。

そして、今までがんばってこられたのは子どもがいたからだと語る。

Aさん：子ども見るとな、それがほんま感謝の気持ち。子ども二人、「お母さん、お母さん」って（甘えてくる）。私だって、あー、お金なくても、子どもが（自分のことを）よう見とるんじゃけ、それもう宝物でしょ。なんば差別されたって、子どもが（いれば良い）。…私がもう東京より、ここのがいい、私。B村の人がいいと思う。人間がいいかね。うん、ほんとのこと。それがたぶんあったんかな。

Aさんが働く介護施設では今後、フィリピンから介護士を雇う計画があり、Aさんはその打ち合わせの通訳等、橋渡し役を期待されている。保健師のDさんは筆者らのインタビューに同席し、Aさんの語りにうなずき、時に涙ぐんでいた。インタビューの録音を終えた後、Aさんの夫Cさんはぽつりと「いい人生やったと思う。あの時、この人と結婚したから今、子どもが2人いるんやけ…」とつぶやいた。

3.3 東日本の事例⁵

Eさんが暮らす東日本の村は、高齢化率が30%を超え、主要産業は農業である。村内には大きな事業所がなく、若い村民は隣接市まで車で通勤している。

Eさんはルソン島出身、8人きょうだいの6番目である。調査時点（2011年）は40

人口減少地域におけるフィリピン人結婚移民と新日系人の定住

代後半で、日本人の夫（60代前半）と義理の両親の4人暮らしという兼業農家の「嫁」である。子どもは3人おり、長男には幼い頃から「実家を離れるな」と言って育てた。そのため長男は高卒後、隣接市にある民間企業に就職し、実家の近くに住み、結婚して子どもが2人いる。次男は高卒後に公務員となり、長女もまた短大卒後、公務員になった。夫は運送会社に勤務していたが定年退職した。現在、Eさんはパートで店員をしている。

この村は1986年に行政主導でフィリピンから花嫁を受け入れた。第一陣5人、第二陣5人の合計10人の女性が来日した。Eさんは第二陣で、5人のうち残っているのは2人。ほかの3人は村外へ転居した。その後、フィリピン人花嫁が村の男性に姉妹や姪たちを紹介し2～3人が来日した。業者婚で中国人や韓国人の花嫁も来たが多くはなく、現在でもその村においては外国人女性のなかではフィリピン人が最多である。

Eさんと夫が知り合ったのは偶然だ。Eさんの出身村の隣町に日本人男性が住んでおり、彼が花嫁の募集を担当していた。Eさんの叔父とその日本人男性が友達であったことから、Eさんに日本人夫との縁組が勧められた。来日後、成田空港からバスで彼女ら5人が到着するや、村を挙げての大歓迎となった。その後、新聞やテレビの取材が殺到した。

Eさん：あたし、来たのが（1986年）9月。もう、夜に着いたんでしょ、東京（成田空港）から。で、役場についたら、もう、「なんでこんなに人、いっぱいいるの？」って（思うくらいの）人。だから外国人が来るから、珍しくて見に行つたらしいんだね、みんな。そして、周り、真っ暗で。山だったから。

村の近隣市にある病院で勤務していた精神科医を中心に、村の外国人花嫁の支援が始まった。精神科医は、その村および近隣村に在住し意欲のある保健師を集めて研修を行い、彼（女）らが外国人花嫁の家庭を訪問して心身の相談に乗った。また、役場では日本語教室が開かれた。Eさんは同居する義父母との関係は比較的良好であった。これまでの25年を振り返って彼女はこう語る。

Eさん：（日本で助けになったのは）やっぱり、周りの先生たち。（日本語の）先生たちとか。あとは、子ども、いたからね。子ども、ちっちゃかったし。（家から）出でいくにしても、連れて行けないし。子ども、かわいそうじゃん。しょうがないから。子どもがいたから、（日本に）いたのよ。（高畠：家事はEさんが？）私、ほら、（縫製）会社行ってたから、（家事は）おばあちゃんが。…自分は（フィリピン料理を）して食べるの。旦那も食べるよ。アドボ⁶とか、おいしいもんね。…（高畠：ご主人の仕事は？）わりと安定してたね。長距離（トラックの運転手）だったから、1週間に2回しか家にいないし。それはよかった。今は（定年退職

したので) ずっと家にいるよ。… (家族が) 一番だね。子どもがね。

嫁ぎ先では「日本人になる」ことを強要されたわけではない。しかし、Eさんは日本語を覚え「日本人の子どもを育てて」きた。今では子どもたちは安定職に就いており、Eさん自身も日本に帰化した。

Eさん：あの時は私も必死で日本語を覚えないといけなかったから。(フィリピンのことを) 教える余裕なかったよね。私も必死に日本語を勉強しないと、子どもたちに(勉強を) 教えられないじゃん。(今では次男が) 「なんで(僕たちにフィリピン語を) 教えなかったの、お母さん」って(言ってる)。

Eさんの実母が10年前に他界してからフィリピンに帰省しなくなり、Eさんは今後も日本で暮らすつもりである。いまや彼女は2人の孫を持つ身だ。Eさんの孫娘が生まれた隣接市の病院では、最近は外国人花嫁の孫の誕生ブームなのだという。

3.4 考察

以上に2か所を事例として紹介した。いずれも行政主導の縁組で、来日直後には各種メディアで報道された女性たちである。「外国人花嫁」として来日時期が早いのはフィリピン人女性だが、その数においては、後に業者婚で来日した中国人女性のほうが多い。果たして、行政による「農村花嫁事業」は成果を上げたのだろうか。西日本の村では6人が来日し、2人が残っている。東日本の村では10人来日し、4人が残っている。本稿ではこの数を評価することは難しいため、上記の二人の事例から、彼女の定住を支えた社会的条件について考察したい。

ほぼ同時期に来日した二人は互いに顔見知りではないが、偶然にも、いくつかの共通点があった。妻は40代で夫は60歳前後であること、来日まもなく縫製工場等で働き実家へ送金をしてきたこと、子どもは日本国籍を持ち、日本生まれ日本育ちで公務員になっていること。さらには、来日当初から彼女の定住には行政が積極的に関与し、特に家庭訪問をする保健師の役割が大きかったことだ。

病院から遠い農山村では、役場併設の診療所に常駐する保健師は医療従事者であり地域住民のカウンセラーともなる。B村の場合、保健師のDさんがフィリピン人花嫁の友人となり、村内の女性グループと結婚移民をつなぐ結節点ともなった。彼女の来日において第一に責任を負う主体は村ということが明確だったので、役場が窓口となり外部の支援者が入り、日本語教育や地域への溶け込みへの支援ができたのだろう。また、AさんおよびEさんの語りからも明らかのように、長年にわたる日本での生活を支えたのは子どもの存在である。結婚相手として選ばれた理由、保健師とのつながり、地域社会への溶け込みと日本へとどまる理由を作ったすべてが、彼女らが

人口減少地域におけるフィリピン人結婚移民と新日系人の定住

「女性であること」に関わっているのが結婚移民の特徴と言えよう。

とはいっても、いずれの村でも、残留者以上の数が村から流出しているのは確かだ。夫が失職し家族で都市部へ転居、夫と死別して母子が県外へ転居、家を建てて隣町へ転居等、伝え聞く離村の理由はさまざまである。

一方、フィリピン政府は行政主導の農村花嫁を厳しく批判し、「メール・オーダー花嫁禁止法」として知られる1990年の共和国令6955号で業者婚が禁止された。これにより表向きには業者婚は減ったものの、すでに婚入した女性が親族を紹介する等の手段で、連鎖的に結婚移民が来日した。しかし近年では日比結婚件数が減少し、在日フィリピン人社会全体が加齢・高齢化の時代をむかえている。

4. 新日系フィリピン人～過疎地に転入する母子世帯

4.1 新日系人とは

結婚移民は単身女性の来日だったが、新日系フィリピン人は母子世帯での来日が基本である。日本国籍を持ちフィリピンで育った子どもは再来日のさいに在留資格の取得は不要で、その子を養育する親として来日するフィリピン人母は定住者の在留資格となる。また、生後認知により日本国籍取得の可能性があるフィリピン国籍の子どもの場合、来日後の国籍取得を前提に定住資格を得て来日する。

来日前の母子は困窮状態にあることが多いため、在フィリピンの支援団体が父親探しと国籍取得、母子の在留資格の確保をし、当該団体の協力企業が住み込みの仕事を提供すると同時に渡航費を貸し付けることが多い。したがって、新日系フィリピン人母子は特定の受け入れ企業あるいは人材派遣会社に集中することとなる。彼女らを受け入れるのは食品会社や介護施設等、中年女性を必要とする職場が多い。特に介護施設は過疎地にあることが多く、複数の新日系人母子が施設の寮に入居するだけでその学区ではフィリピン系の子どもが急増するのである。以下に、受け入れ企業の事例をみていこう。

4.1 関西地方のF社⁷

株式会社Fは2004年に創業した。高齢者向け賃貸住宅・介護保険事業所を多数抱える従業員数120名の企業である。関西地方にある同社は2009年から新日系フィリピン人母子を来日させ、介護施設（訪問介護、高齢者向け賃貸住宅等）で働かせている。これまで62人が来日したが、そのうち40人が労働可能な大人、残りは子どもである。彼（女）らは会社指定のアパートに集まって暮らし、子どもたちは近隣の小中学校に通う。そこには若い日本人女性社員も住んでおり、新日系人家族の生活支援（子どもたちの就学、在留資格更新等）を担当する。そして、急にフィリピン出身の子どもが増えた小学校では加配教員が配置され、日本語指導に当たっている。

F社は2009年11月、マニラに支社を設立し、そこで子どもの父親探し、子どもの国籍取得と来日前の日本語教育を行ってきた。来日するための渡航費は、来日後の給与から毎月2万円ずつ天引きされ、通常、3年かけて返済する。その間、新日系人は介護施設で働きながら日本語学習をし、ホームヘルパー2級資格をすることも可能だ。この資格があれば訪問介護ができる。渡航費返済後、他社へ移ることもできるし、本人が希望すれば会社は正規職員として雇う。日本人のパート雇用と同じ雇用条件である。

社長は過去20年以上、フィリピンと取引のある仕事をしていたため、フィリピン人の労務管理には慣れているようで、調査時（2012年8月）までの定着率はほぼ100%だという。来日後、渡航費の借金を完済せずに逃亡したケースはまだない。今後は、同社が育てた新日系人の介護人材を他社へ派遣することも考えているという。

4.2 東海地方のH社⁸

1959年に創業したビルメンテナンス会社I（従業員約600人）の介護人材派遣部門が2011年に独立したのが株式会社Hである。社長は以前、別会社に勤めていた時にフィリピンへ半年間出向した経験があった。まずI社の一部門として2008年に新日系人の受け入れを始め、調査時（2012年11月）までに19組の新日系人母子（母親19人、子ども23人）を来日させてフィリピン人母を同県内の介護施設へ派遣している。F社と同様、借り上げた民間アパートに新日系人母子を入居させ、毎月の給与から貸し付けた渡航費を天引きし返済させている。

同社で働くフィリピン人Jさんはビサヤ地方出身の36歳。日本人男性との婚外子（2003年生まれ）をフィリピンで育てていたが生活は苦しく、2008年に新日系人支援団体の紹介でH社に雇われ来日した。その後、子どもは生後認知により日本国籍を取得した。介護施設で働くJさんは、今後の離職／転居可能性についてこのように語る。

Jさん：他の先輩が別の施設に移ると言ったら…。一緒にには行かないと思います。利用者さんへの愛情がありますから。また別の場所で新しい人間関係を作ることを考えれば移るのはいや。…それに、大人一人だったらどこへでも動けるけど、子どもがいるので簡単には動けないですよ。子どもを転校させるのは難しい。子どものために働いているから。…自分は仕事を変わろうと思って、どこかへ移ろうかと家で話すと、子どもは「ええーっ、転校するのはいや」と言うんです。だから自分もここでがんばろうと思ってます。

また、介護は楽な仕事ではないが、今後も長期にわたり仕事が続けられることと、社会的評価が高いのは魅力だという。

人口減少地域におけるフィリピン人結婚移民と新日系人の定住

Jさん：介護職をしていてよかったですと思うことは、人間関係がよくなること。以前、エンターテイナーとして来たときは、日本人から変な眼で見られたけど、今は介護職で、子どもも、お母さんの仕事が介護ということでプライドを持てます。子どもはお母さんの仕事について誇りを持っているんです。お母さんが仕事をがんばっていることを子どもも知っているので、子どもはお母さんへのリスペクトが持てるのが嬉しいですね⁹。

H社の場合も、新日系人母子たちは同じ民間アパートに暮らすため、同じ小学校に複数のフィリピン人の子どもが相次いで転校することになる。全校生徒が約100人というその小学校からすれば、新日系フィリピン人児童の存在感は大きい。学校では在日フィリピン人女性の日本語指導者を雇っている。同社はまだ受入れ人数が小規模ということもあり、社長自らが新日系人の各世帯に目配りし、子どもの就学や進学に頭を悩ませている。そして新日系人たちは親身になってくれる社長を慕っている。

4.3 考察

2000年の介護保険導入以来、介護産業は中年女性労働力を吸収してきた。地方都市で工場の閉鎖により大量の失業者がいると、ハローワークはまず介護資格の取得と介護施設への就職を勧める。同様に、鞆ひとつでフィリピンから来る母子がいれば、彼女らを真っ先に受け入れるのが介護施設であろう。過疎地にある介護施設や複数の介護事業所を抱える法人では、人手不足が常態化しているところも多い。介護には人手が必要だ。例えば、介護老人保健施設では、介護職員1人が担当できる利用者数は4人と決まっており、介護保険事業として運営するには日本人・外国人を問わず「職員」が必要なのである。

新日系フィリピン人は日本人父を持つが、再来日時点では父親と同居する見込みはない。従って、彼（女）らは仕事さえあれば日本国内の居住・就労地にそれほどこだわりはない。また、フィリピンでは母子世帯対象の社会保障はないが、日本に来れば、児童扶養手当や就学援助を利用できる¹⁰。受け入れ企業が来日後のサポート体制を作り、来日当初だけでも集住して先輩と後輩で相互扶助をさせ、子どもたちが同じ学校に通って定着することは彼（女）らの定住へポジティブに働く。こうした労使双方の利害の一致が、介護施設でまとまった数の新日系人母子が働く背景にある。また、介護施設で働く場合は無資格でも働けることが、彼（女）らの就労へのハードルをさらに低くしている¹¹。

かくして新日系フィリピン人の来日と介護施設での就労は、小規模のフィリピン人集住地を形成する。もちろん、自動車等の大規模工場へ派遣される南米出身の日系人に比べると、新日系フィリピン人の就労数はいまだ少ない。しかし、彼女らは人口減少が進む地方都市や過疎地にも定着すること、定住性の高さが見込めることに特徴が

ある。ある地域では、新日系フィリピン人の子どもたちの大量転入により、それまで1学年1クラスだったのが2クラスに増える等、当該地域の人口増加に寄与している。

とはいっても、新日系フィリピン人母子の日本への「帰還」の歴史はまだ浅い。日本語を習得し仕事を覚えた新日系人が同業他社から引き抜かれる、低賃金の介護職に耐えられず逃亡して水商売に入る等、トラブル事例もあるのが現実だ¹²。受け入れた介護施設や人材派遣会社は、彼女らを管理しつつ定着を促進する手法について試行錯誤を重ねている最中なのである。

5. 結語

5.1 知見のまとめ

以上の事例から導かれる知見は以下の3点である。

第一に、結婚移民も新日系フィリピン人も、家事、子育て、老人介護といった再生産労働に関わる女性たちの来日と定住という共通性があったこと。かつては日本人女性が担っていた「嫁」役割のうち、出産と子育てを結婚移民が、老人介護のうち家族介護を結婚移民が、商業化された介護サービスを新日系フィリピン人の介護労働者が引き受けている。

第二に、フィリピン人女性たちを日本へ受け入れるさいに責任を持つ主体が変化していること。行政主導の縁組による農村花嫁は村および夫の家族が、その後の紹介婚や恋愛結婚による来日では夫の家族が女性たちを受け入れた。一方、新日系人母子の場合は受け入れ企業が彼（女）らの定着に責任を持つ主体となる。

第三に、農村花嫁は行政主導の縁組だったことから、当初よりその存在が顕在化し定住支援が行われたこと。それに対し、新日系人は各企業が定住支援をしている。子どもたちが通う学校を通じてその存在は顕在化しつつあるものの、行政による定住支援は新日系人を特定して行われるものではない。

5.2 政策提言

最後に、今後の在日フィリピン人の定住支援に向けての政策提言は以下のとおりである。

第一に、新日系人を含む、定住者として来日する人びとの増加について。彼（女）らはその後、永住者となり日本に帰化する可能性もある人びとである。現在、定住ビザで来日・在留する人びとについて、「定住」の内訳（日系3世か、連れ子か、等）は明らかにされない。従って、来日・定住の経緯に応じた支援策がとられていない。特に、日本語学習と職業訓練は自己責任が基本とされている。この状態が続くと、いつまでも低賃金労働を続ける母子が階層の再生産を続けることになりかねない。まずは定住者の内訳を明らかにし、来日経緯と各人の学歴・職歴に応じた日本でのキャリ

人口減少地域におけるフィリピン人結婚移民と新日系人の定住

アパスを示す。そして彼（女）らに寄り添う、かつて地域の保健師たちが結婚移民受入時に担った役割にあたるカウンセラー等を配置することが求められる。換言すれば、結婚移民の定住支援を現在の新日系人母子定住へと活かすのである。

第二に、子どもも移民向けの施策について。新日系フィリピン人は母子世帯で来日する。来日時の年齢により子どもの日本語習得、学校生活への定着、そして進学は大変な困難を伴う。介護施設や食品工場等では、日本語能力が低くてもできる仕事があるため、10歳前後で来日した子どもが中学卒業後、母親と同じ職につく場合も多い。子ども移民が必要とする支援は大人とは少し違う。日本での高校およびその後の専門学校・大学等への進学を含む、来日時から進学・就職までを長期的に支援する制度、例えば家庭教師派遣やメンター制度等が整備されることが望ましい。

新日系人は母子世帯で来日し経済的基盤が弱く、日本で社会的弱者となりやすい人びとである。しかし、見方を変えれば、彼（女）らは日本の地方都市・過疎地で貴重な若年労働力となり人口増加にも寄与できる。フィリピン人母が地元の日本人男性と再婚するかもしれない。結婚移民が減少しつつある現在、新日系人や連れ子等、さまざまな形で日本へ定住する外国人に対する包括的定住支援が求められている。

注

- 1 政府統計の総合窓口のサイトよりダウンロード。<http://www.e-stat.go.jp/>
2012年11月17日アクセス。
- 2 在留外国人統計で国籍別登録外国人数が明らかになるのは市区のみで、町村は掲載対象外である。
- 3 2009年9月3日、日本語で聞き取り。
- 4 2011年の日本の高齢化率（65歳以上の人口比率）は23.3%である。
- 5 2011年11月14日、日本語で聞き取り。
- 6 鶏肉を酢と醤油で煮込んで作る代表的なフィリピン料理。
- 7 2012年8月7日、訪問調査。
- 8 2009年10月4日、2011年9月25日、2012年11月10日、訪問調査。
- 9 2011年9月25日、フィリピン語で聞き取り後、筆者が日本語訳。
- 10 児童扶養手当はひとり親家庭に地方自治体から支給される手当。就学援助とは、学校教育法に基づき経済的理由により就学困難と認められる学齢の児童生徒の保護者に対して国または地方自治体が就学に必要な諸経費を援助する制度である。
- 11 介護施設では無資格で就労できるが、訪問介護の場合はホームヘルパー2級資格が必要となる。
- 12 例えば、東海地方にあるK社では、来日まもない新日系人母子が貸付金を返済せずに逃亡したことがある。社長は「南米日系人は自分でビザをとりチケットを買って来日できる。それに比べて新日系フィリピン人は来日から定着までに手がかか

る」と言う（2010年6年22日、訪問調査）。

参考文献

- Faier, Lieba, 2009, *Intimate Encounters: Filipina Women and the Remaking of Rural Japan*, CA: University of California Press.
- 日暮高則、1989、『「むら」と「おれ」の国際結婚学』情報企画出版。
- 石川義孝編、2011、『地図でみる日本の外国人』ナカニシヤ出版。
- Piper, Nicola, 2003, "Wife or Worker? Worker or Wife? Marriage and Cross-Border Migration in Contemporary Japan", *International Journal of Population Geography*, 9: 457-469.
- 賽漠卓娜、2011、『国際移動時代の国際結婚——日本の農村に嫁いだ中国人女性』勁草書房。
- 佐竹眞明・メアリー・アンジェリン ダノイ、2006、『フィリピン—日本国際結婚——移住と多文化共生』めこん。
- Satake, Masaaki, 2008, "At the Core of Filipina-Japanese Intercultural Marriages: Family, Gender, Love and Cross-Cultural Understanding", Lydia N. Yu-Jose ed., *The Past, Love, Money and Much More, Philippines-Japan Relations since the End of the Second World War*, Japanese Studies Program, Ateneo de Manila University, 111-137.
- 宿谷京子、1988、『アジアから来た花嫁——迎える側の論理』明石書店。
- 鈴木伸枝, 2010a, 「日比結婚——コロニアル・グローバル・ナショナルの時空で」『比較家族史研究』24: pp. 1-19.
- Suzuki, Nobue, 2010b, "The Outlawed Children: Japanese-Filipino Children, Legal Defiance and Ambivalent Citizenships, *Pacific Affairs*, 83(1): 31-50.
- 高畠幸、2011、「在日フィリピン人社会の現状分析——第一世代の加齢・高齢化と新日系人の流入を中心に」『部落解放研究』17:67-83。
- Takahata, Sachi, 2012a, "The 1.5-Generation Filipinos in Japan: Youths Straddling between Education and Employment", *Journal of International Relations and Comparative Culture*, 11(1): 291-302.
- 高畠幸、2012b、「在日フィリピン人研究の課題——結婚移民の高齢化を控えて」『理論と動態』5:60-78。
- 武田里子、2011、『ムラの国際結婚再考——結婚移住女性と農村の社会変容』めこん。
- 角替弘規ほか、2011、「フィリピン系ニューカマーの教育意識に関する一考察——大和市の国際結婚家庭の事例を中心に」『桐蔭論叢』24: 89-97.
- 徳永智子, 2008, 「『フィリピン系ニューカマー』生徒の進路意識と将来展望——『重要な他者』と『来日経緯』に着目して」『異文化間教育』28: 87-99.

人口減少地域におけるフィリピン人結婚移民と新日系人の定住

山口考子、2007、「過疎の農村を蘇らせた外国人花嫁」毛受敏浩・鈴木江里子編著
『「多文化パワー」社会——多文化共生を超えて』明石書店、88-105.

付記

本稿は、2015年2月に既刊のTakahata, Sachi, 2015, "From the Philippines to Japan: Marriage Migrants and the New Nikkei Filipinos", in Yoshitaka Ishikawa (ed.) *International Migrants in Japan: Contributions in an Era of Population Decline*, Melbourne: Trans Pacific Press, pp. 97-122. の日本語版である。なお、タイトルを一部改変し「人口減少地域におけるフィリピン人結婚移民と新日系人の定住」とした。上記英語論文および本稿は、科学研究費助成研究（平成21年～24年度、基盤A）「現代日本の人口減少問題に対する外国人定住化の貢献に関する研究」（代表・京都大学・石川義孝教授）の成果の一部である。高畠は同科研共同研究に分担者として参加した。本研究にあたりご協力いただいた皆様に感謝申し上げます。